

(証券コード9351)
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番8号
東洋埠頭株式会社
代表取締役社長 原 匡 史

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区晴海一丁目8番10号
オフィスタワーX貸会議室2 （晴海トリトンスクエア X棟5階）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第104期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第104期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ウェブサイト掲載分につきましてはご希望される株主様には郵送またはFAX送信させていただきますので当社総務部（03-5560-2701）までお申し出ください。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当社ウェブサイト <http://www.toyofuto.co.jp>

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、消費税増税や、円安による物価上昇等により、個人消費が落ち込みましたが、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、年度の後半からは、緩やかながらも回復基調で推移しました。

しかしながら、埠頭・倉庫業界では、荷動きの低迷や企業間の競争激化により、厳しい経営環境が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは、新規集荷を目指し、営業体制を強化するとともに、業務の効率化、コストの削減等を図ってまいりました。

国内総合物流事業では青果物と自動車運送が減少したものの石炭、コンテナの取扱いが増加しました。また、川崎支店の物流関連施設賃貸が通期で稼働いたしました。国際物流事業はロシア経済低迷の影響を大きく受けました。この結果、営業収入は前期を下回りましたが、営業利益は、収益率を改善し、コスト削減にも努めたこと等により、前期を上回りました。

経常利益は、前期に発生した立川での雪害による災害損失引当金を3億円追加計上したこと、ロシア・ルーブルの下落に伴う為替差損が発生したこと等により、前期を下回りました。さらに、大阪地区の青果物の取扱い不振により、同事業を運営する子会社の株式会社東洋埠頭青果センターの採算が悪化したため、固定資産の減損損失を6億6千3百万円計上したこと等により、最終的に純損失となりました。

以上の結果、当期の営業収入は32億8千8百万円（前期比4億2千8百万円、1.3%の減収）、営業利益は12億8百万円（前期比5千1百万円、4.4%の増益）、経常利益は7億9千4百万円（前期比3億2千7百万円、29.2%の減益）、最終損益は1億7千2百万円の純損失（前期は1億5千万円の純損失）となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

※以下の営業収入及び営業利益は、セグメント間の取引を含んでいます。

○国内総合物流事業

《倉庫業》

倉庫業における入出庫数量は、332万トン（前期337万トン）、平均保管残高は、26万トン（前期25万トン）でした。

普通倉庫貨物では、木材及びワイン等の食品の取扱いが増加し、青果物及び紙製品の取扱いが減少しました。

冷蔵倉庫貨物では、農産物の取扱いが増加しました。

倉庫業の営業収入は、97億5千3百万円、前期比3.1%の減収となりました。

《港湾運送業》

ばら積み貨物の埠頭取扱量は、512万トン（前期518万トン）でした。

穀物類は、川崎地区での取扱いが増加しましたが、鹿島・志布志両地区での取扱いが減少したため、前期を下回る取扱いとなりました。

石炭類は、川崎地区での取扱いが大きく増加し、豊洲地区での取扱いが減少しましたが、前期を上回る取扱いとなりました。

その他のばら積み貨物では、残土の取扱いが大きく増加しました。

ばら積み貨物以外では、青果物が大幅に前期を下回りました。

コンテナ取扱数量は、15万9千TEU（前期13万6千TEU）でした。

常陸那珂・志布志両地区が堅調に推移したことに加えて、東扇島地区でも前年に続き新規航路が開設となったことにより、前期を上回る取扱いとなりました。

港湾運送業の営業収入は、73億6千6百万円、前期比0.3%の増収となりました。

《自動車運送業》

紙製品及び化学品の荷動きが低迷したことにより、自動車運送業の営業収入は、58億2千5百万円、前期比2.6%の減収となりました。

《その他の業務》

川崎支店の物流関連施設が通期で稼働したこと等により、その他の業務の営業収入は、72億4千2百万円、前期比6.5%の増収となりました。

以上の結果、国内総合物流事業全体の営業収入は、ほぼ前期並みの301億8千9百万円、営業利益は11億6千8百万円、前期比5.6%の増益となりました。

○国際物流事業

当事業の主力エリアであるロシアについては、経済の低迷に伴い年末にかけてルーブルが大幅に下落する等、不安定な状況でした。

当社グループは、ロシア向け建設機械部品、特殊タイヤの取扱いは増加しましたが、医療機器関連の取扱いが大幅に減少しました。

ロシア以外でのエリアにつきましては、中国での合弁事業が、倉庫業務を中心に順調に推移しました。

以上の結果、国際物流事業の営業収入は、23億4千5百万円、前期比11.1%の減収、営業利益は3千万円、前期比26.4%の減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりです。

- ① 当連結会計年度中に完成・取得した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・川崎支店において、バイオマス発電燃料搬送設備を新設中です。平成27年7月より稼働予定です。
 - ・情報システムの再構築を図るため、新たな業務システムの導入を進めており、平成28年4月より稼働予定です。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
 - ・東京支店晴海営業所は、平成26年12月末日をもちまして営業を終了しました。現在、晴海倉庫の撤去工事を行っています。

(3) 資金調達の状況

社債や新株式発行等による資金調達はありません。

金融機関からの借入れによって資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、日本経済が緩やかな回復基調にあるものの、製造業の海外生産拡大、企業間の競争の激化、人手不足による運送コストの上昇等により、厳しい状況が継続することが予想されます。

このような経営環境の中、当社グループは、総合物流企業集団として、より高い成長性を目指し、企業価値を高めていくことに取組んでまいります。お客様の満足度の高い物流サービスを提供するとともに、競争力のある企業体質を構築し、中長期的な観点から設備投資を計画的に行ってまいります。

次期におきまして、国内総合物流事業では、木材、ばら積み貨物、コンテナ等の取扱増加を見込んでいます。また、国際物流事業では、建設機械部品、特殊タイヤ等の取扱い増加を見込んでいます。

今後、当社グループが対処すべき課題とその取組みについては、次の通りです。

① 営業の拡大

国内総合物流事業においては、新たな主力貨物の獲得、既存拠点の拡大及び新拠点への進出を図ります。また、既存の事業モデルにとらわれない新たな事業への取組みにも挑戦します。

国際物流事業においては、倉庫・通関・運送を基盤とした総合物流サービスの提供により、既存拠点の拡充及び新たな拠点への展開を図ります。

② 経営基盤の強化

現在、川崎支店でバイオマス発電用燃料取扱いのため建設中の搬送施設は、本年7月より稼働する予定です。また、抜本的な業務の標準化・効率化を実施するため、平成28年4月の稼働を目的に情報システムの再構築を進めています。BCP(事業継続計画)に基づく設備対策の実行等も含めて、計画的な設備投資を行ってまいります。

また、不採算部門の早期収支改善、物流品質の向上にも鋭意取組んでまいります。さらに、人事・教育制度、組織の見直しによる人材育成とモチベーションの向上を目指します。

これらにより、経営基盤の強化を図ってまいります。

③ 社会的責任の向上

コンプライアンスの意識向上と徹底、内部統制・業務等自主監査の充実、環境関連業務への積極的な取組みにより、社会的責任の向上に努めてまいります。また、安全強化等に向けた社員教育の充実、メンタルヘルスケアの充実により、安全衛生の確保にも取組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成23年度 第101期	平成24年度 第102期	平成25年度 第103期	平成26年度 第104期 (当期)
営業収入 (百万円)	34,484	33,461	32,717	32,288
経常利益 (百万円)	1,536	1,509	1,122	794
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	973	799	△150	△172
1株当たり当期純利益 (円) (△は1株当たり当期純損失)	12.63	10.38	△1.95	△2.23
総資産 (百万円)	41,669	40,210	41,120	40,074

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成23年度 第101期	平成24年度 第102期	平成25年度 第103期	平成26年度 第104期 (当期)
営業収入 (百万円)	29,097	27,659	27,449	27,926
経常利益 (百万円)	1,560	1,397	1,010	888
当期純利益 (△は当期純損失) (百万円)	893	758	△171	480
1株当たり当期純利益 (円) (△は1株当たり当期純損失)	11.57	9.81	△2.22	6.23
総資産 (百万円)	39,615	38,311	39,125	38,926

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社東洋埠頭青果センター	100百万円	当社の出資比率 100%	港湾運送業、倉庫業
株式会社東洋トランス	100	同 100	航空貨物代理店業、国際複合一貫輸送業
東京東洋埠頭株式会社	50	同 100	一般貨物荷役業、特定労働者派遣事業
鹿島東洋埠頭株式会社	30	同 75.5	港湾運送業、一般貨物荷役業
志布志東洋埠頭株式会社	20	同 90	港湾運送業、一般貨物荷役業、自動車運送業、倉庫業
東永運輸株式会社	20	同 100	自動車運送業
〇〇〇東洋トランス	1,000万ルーブル	同 100%	倉庫業、国際複合一貫輸送業
〇〇〇TB東洋トランス	145	同 100	通関業、輸送業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、国内総合物流事業、国際物流事業の二つの事業別セグメントで構成されております。

各事業の概要は次のとおりです。

① 国内総合物流事業

倉庫業： 倉庫施設（普通倉庫、サイロ、青果物倉庫、冷蔵倉庫等）における貨物の保管並びに出入庫作業及び荷捌作業を主とする業務

港湾運送業： 大型荷役機械を使用するパラ貨物の海陸一貫作業や本船荷役作業、ターミナルでのコンテナ取扱作業などを主とする業務

自動車運送業： 貨物自動車等による輸配送を主とする業務

その他の業務： 海上運送や通関、施設賃貸や工場構内作業を主とする業務

② 国際物流事業

東洋トランスとロシア現地法人である〇〇〇東洋トランス、〇〇〇TB東洋トランスによる国際輸送、倉庫、通関を主とする業務

(8) 主要な営業所

本店：東京都中央区晴海一丁目8番8号

支店：東京支店（東京都）・川崎支店（神奈川県）・東扇島支店（神奈川県）・大阪支店（大阪府）・博多支店（福岡県）・鹿島支店（茨城県）・志布志支店（鹿児島県）

事業所：大井事業所（東京都）

重要な子会社：株式会社東洋埠頭青果センター（大阪府）・株式会社東洋トランス（東京都）・東京東洋埠頭株式会社（東京都）・鹿島東洋埠頭株式会社（茨城県）・志布志東洋埠頭株式会社（鹿児島県）・東永運輸株式会社（大阪府）・〇〇〇東洋トランス（モスクワ）・〇〇〇TB東洋トランス（モスクワ）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
国内総合物流事業	627名	4名増
国際物流事業	91名	10名減
合 計	718名	6名減

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
295名	8名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,348 百万円
株式会社みずほ銀行	3,348
株式会社日本政策投資銀行	2,730
農林中央金庫	1,255
第一生命保険株式会社	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 258,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 77,400,000株
- (3) 株主数 7,526名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	6,690 千株	8.66 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,138	5.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,428	4.43
株式会社みずほ銀行	3,428	4.43
朝日生命保険相互会社	2,667	3.45
東京海上日動火災保険株式会社	2,150	2.78
明治安田生命保険相互会社	2,078	2.69
太陽生命保険株式会社	2,006	2.59
山内正義	1,646	2.13
芝海株式会社	1,573	2.03

(注) 持株比率は自己株式（161,248株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	三 浦 等	
代表取締役社長	原 匡 史	
取 締 役	原 秀 敏	港運部長兼国際営業部担当
取 締 役	萩 原 卓 郎	経理部長兼情報システム部担当
取 締 役	山 口 哲 生	大阪支店長
取 締 役	西 修 一	川崎支店長
監査役（常勤）	茂 木 有 司	
監 査 役	露 木 繁 夫	第一生命保険株式会社 代表取締役副社長執行役員アジアパシフィック事業本部長
監 査 役	加 藤 朋 行	

- (注) 1. 監査役 露木繁夫氏及び加藤朋行氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役 露木繁夫氏は平成27年1月1日付で第一生命保険株式会社の代表取締役副社長執行役員から代表取締役副社長執行役員アジアパシフィック事業本部長に就任しました。
 3. 監査役 加藤朋行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、監査役 露木繁夫氏及び加藤朋行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 執行役員の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当
原 秀 敏	常務執行役員 港運部長兼国際営業部担当
高 沢 由 二	常務執行役員 鹿島支店長
萩 原 卓 郎	執行役員 経理部長兼情報システム部担当
山 口 哲 生	執行役員 大阪支店長
西 修 一	執行役員 川崎支店長
相 座 政 夫	執行役員 総務部長兼業務監査部担当
白 井 邦 良	執行役員 東扇島支店長
鈴 木 康 司	執行役員 博多支店長
坂 本 啓 則	執行役員 東京支店長
大 野 武 一	執行役員 業務部長兼経営企画部長
地 曳 高 士	執行役員 志布志支店長
三 上 慎 治	執行役員 青果営業部長兼川崎支店青果部長兼大井事業所長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	133百万円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 (9百万円)
合計 (うち社外役員)	10名 (2名)	161百万円 (9百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注) 2. 取締役の報酬等の総額のほか、平成17年6月29日開催の第94回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を次のとおり支給しております。

取締役1名 31百万円

平成17年7月以降、役員退職慰労引当金の新規の積み立てを停止しており、上記の支給額は、当該退任取締役の取締役就任時から平成17年6月までの在任中の労に報いるためのものです。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の会社との関係
 - ・監査役 露木繁夫氏は、当社の筆頭株主である第一生命保険株式会社の代表取締役副社長執行役員アジアパシフィック事業本部長です。当社と同社との間には金銭借入等の取引があります。
- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・監査役 露木繁夫氏は、当該事業年度に開催された取締役会15回のうち12回、監査役会8回のうち7回に出席しております。他社における経営者としての立場及び当社の株主としての立場から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - ・監査役 加藤朋行氏は、当該事業年度に開催された取締役会15回、監査役会8回すべてに出席しております。公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
 - ・当社と社外監査役 露木繁夫氏及び加藤朋行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。
- ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由
 - ・社外取締役の有用性を認識しておりますが、社外取締役候補者には、会社経営に関する見識を持ち、当社を取り巻く経営環境を理解し、様々なご指摘をいただける方を選定したいと考えております。しかし、拙速に選定した場合、取締役会に期待される機能が果たされない可能性があることから、社外取締役候補者を選定しませんでした。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35 百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行が独立性の保持または監査の適正を欠くと判断した場合、解任または不再任の決定を行う方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを最重要課題の一つとして職務の執行に当たるよう教育、指導を徹底する。

イ. コンプライアンス委員会の活動については、取締役会、監査役会に報告する。

ウ. 当社及びグループ各社は企業の社会的責任を十分認識し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては法令に則し毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、執行役員会等の議事録及び職務執行に関する重要な稟議書等の文書は、法令及び当社の文書規程に基づいて管理、保存する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 事業上のあらゆるリスクに対処し、リスク全般を統括する組織として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、予防対策及び有事の対策を講じる。
 - イ. リスク管理委員会の下部組織としてリスク管理に関するワーキンググループを組織し、各事業所におけるリスクの把握、対策等を講じる。
 - ウ. 特に人命尊重、安全の確保には重点を置き、「全社ゼロ災推進本部」「支店ゼロ災推進本部」を設置し、ゼロ災活動を強化する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、経営の効率化を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するため、執行役員制度を導入している。取締役会は迅速な意思決定と経営の監督を掌ることとし、取締役会の決定に基づき執行役員が業務執行を迅速且つ効率的に行っていく。
 - イ. 毎月定例の取締役会のほか、必要に応じて取締役会を開催して迅速に意思決定し、機動的に業務を執行する体制とする。
 - ウ. 経営会議を臨機に開催して、業務執行上の重要課題について掘り下げて議論し、戦略を練る。
 - エ. 毎月執行役員会及び全国支店長会議を開催し、業務執行状況を確認するとともに経営方針の徹底を図る。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 使用人の職務の執行に当たっては、会社職制規程、職務分掌規程に従って責任体制、担当範囲を明確にする。
 - イ. 内部監査として業務監査部が定期的に業務監査を実施し、各業務の適法性について監査する。
 - ウ. コンプライアンス委員会が、随時コンプライアンスについて教育、広報を行う。
 - エ. 「行動の指針」を実践し、関係法令、社会のルールを遵守することを徹底する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社のコンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括し、推進していくとともに、企業グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、グループ各社のコンプライアンスを推進する。
 - イ. グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社が予算管理を行うとともに、定期的に業務執行状況の報告を求め、また重要案件の事前協議を実施する。
 - ウ. 当社の業務監査部が定期的にグループ各社の業務監査を実施し、適法性について監査する。

エ. 当社の監査役とグループ各社の監査役がグループ内の業務の適正を図るための連携を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助すべき使用人を必要とする旨申し出があった場合は、監査役と協議して補助すべき使用人を業務監査部の要員の中から選任する。

- ⑧ 監査役スタッフである使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事考課等は、監査役と協議して行う。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

イ. 取締役又は使用人は、業務執行に関する重要事項について監査役に報告する。

ウ. 業務監査部は、業務監査の結果を監査役に報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることができる。

イ. 常勤監査役は取締役会のほか経営会議、執行役員会及び全国支店長会議をはじめ重要な会議に出席する。

ウ. 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行い連携を図っていく。

エ. 監査役は、業務監査部と連携を図りながら監査を行う。

オ. 監査役会は、定期的に社長と面談し、意見の交換を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,982	流 動 負 債	12,408
現金及び預金	1,915	営業未払金	2,916
受取手形及び営業未収入金	3,743	短期借入金	5,783
原材料及び貯蔵品	133	リース債務	21
前払費用	127	未払金	784
繰延税金資産	602	未払法人税等	370
その他	462	災害損失引当金	1,168
貸倒引当金	△ 2	設備関係支払手形	402
		その他	961
固 定 資 産	33,091	固 定 負 債	9,440
有形固定資産	25,026	長期借入金	7,123
建物及び構築物	14,647	リース債務	23
機械及び装置	1,700	繰延税金負債	43
船舶及び車両運搬具	73	退職給付に係る負債	1,448
工具、器具及び備品	87	役員退職慰労引当金	23
土地	8,211	資産除去債務	628
リース資産	39	その他	148
建設仮勘定	267	負 債 合 計	21,849
無形固定資産	270	純 資 産 の 部	
リース資産	8	株 主 資 本	16,820
その他	261	資本金	8,260
投資その他の資産	7,795	資本剰余金	5,182
投資有価証券	6,074	利益剰余金	3,434
長期貸付金	22	自己株式	△ 56
繰延税金資産	157	その他の包括利益累計額	1,339
その他	1,599	その他有価証券評価差額金	1,328
貸倒引当金	△ 58	為替換算調整勘定	121
資 産 合 計	40,074	退職給付に係る調整累計額	△ 110
		少 数 株 主 持 分	65
		純 資 産 合 計	18,225
		負 債 純 資 産 合 計	40,074

(百万円未満切捨)

連結損益計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収入		32,288
営業原価		29,371
営業総利益		2,917
販売費及び一般管理費		1,709
営業利益		1,208
営業外収益		317
受取利息	5	
受取配当金	112	
受取地代家賃	87	
その他	113	
営業外費用		731
支払利息	221	
持分法による投資損失	43	
為替差損	140	
災害損失引当金繰入額	300	
その他	25	
経常利益		794
特別利益		243
固定資産売却益	239	
ゴルフ会員権売却益	3	
特別損失		716
減損損失	663	
固定資産除却損	52	
税金等調整前当期純利益		321
法人税、住民税及び事業税	629	
法人税等調整額	△145	
少数株主損益調整前当期純損失		163
少数株主利益		9
当期純損失		172

(百万円未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	為替換 算調整	退職給付 に係る累 計	その他の包括 利益累計 額		
当 期 首 残 高	8,260	5,182	3,992	△55	17,380	858	35	△229	663	56	18,100
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当			△386		△386						△386
当期純損失(△)			△172		△172						△172
自己株式の取得				△1	△1						△1
自己株式の処分		0		0	0						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						470	86	118	675	9	684
当 期 変 動 額 合 計	—	0	△558	△0	△559	470	86	118	675	9	125
当 期 末 残 高	8,260	5,182	3,434	△56	16,820	1,328	121	△110	1,339	65	18,225

(百万円未満切捨)

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,401	流動負債	12,358
現金及び預金	1,806	営業未払入金	2,688
受取手形	9	短期借入金	3,854
営業未入金	3,351	長期借入金 (一年以上返済済)	2,585
原材料及び貯蔵品	126	リース債	19
前払費用	109	未払金	690
立替金	279	未払費用	374
短期貸付金	124	未払法人税等	303
繰延税金資産	541	預り金	104
その他	51	災害損失引当金	1,168
貸倒引当金	△ 1	設備関係支払手形 その他	402
		その他	166
固定資産	32,525	固定負債	8,785
有形固定資産	25,489	長期借入金	7,113
建物	12,443	リース債	21
構築物	2,766	退職給付引当金	676
機械及び装置	1,669	役員退職慰労引当金	14
車両運搬具	8	資産除去債	628
工具、器具及び備品	70	その他	132
土地	8,229	繰延税金負債	198
リース資産	34		
建設仮勘定	267	負債合計	21,144
無形固定資産	264	純資産の部	
ソフトウェア	141	株主資本	16,491
港湾等施設利用権	97	資本金	8,260
その他の施設利用権	16	資本剰余金	5,182
リース資産	8	資本準備金	4,276
投資その他の資産	6,771	その他資本剰余金	905
投資有価証券	5,148	利益剰余金	3,079
関係会社株式	311	その他利益剰余金	3,079
長期貸付金	1,954	固定資産圧縮積立金	321
従業員長期貸付金	21	買換資産積立金	449
差入保証金	230	別途積立金	670
長期前払費用	840	繰越利益剰余金	1,638
その他	120	自己株式	△ 30
貸倒引当金	△ 1,856	評価・換算差額等	1,290
		その他有価証券評価差額金	1,290
資産合計	38,926	純資産合計	17,782
		負債純資産合計	38,926

(百万円未満切捨)

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営 業 収 入		27,926
営 業 原 価		25,514
営 業 総 利 益		2,411
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,092
営 業 利 益		1,319
営 業 外 収 益		321
受 取 利 息 及 び 配 当 金	140	
そ の 他	181	
営 業 外 費 用		753
支 払 利 息	229	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	300	
そ の 他	223	
経 常 利 益		888
特 別 利 益		236
固 定 資 産 売 却 益	232	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	3	
特 別 損 失		102
固 定 資 産 除 却 損	53	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	14	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	35	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,021
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	546	
法 人 税 等 調 整 額	△5	540
当 期 純 利 益		480

(百万円未満切捨)

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差額等 その 他有 価 差 額	純資産 合 計		
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式			株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金									利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	8,260	4,276	905	5,182	310	456	670	1,547	2,985	△29	16,397	843	17,241	
当期変動額														
固定資産圧縮積立金の積立					16			△16	—		—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩					△5			5	—		—		—	
買換資産積立金の積立						22		△22	—		—		—	
買換資産積立金の取崩						△29		29	—		—		—	
剰余金の配当								△386	△386		△386		△386	
当期純利益								480	480		480		480	
自己株式の取得										△1	△1		△1	
自己株式の処分			0	0						0	0		0	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)											—	447	447	
当期変動額合計	—	—	0	0	10	△6	—	91	94	△0	93	447	541	
当期末残高	8,260	4,276	905	5,182	321	449	670	1,638	3,079	△30	16,491	1,290	17,782	

(百万円未満切捨)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 秀 之 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 南 山 智 昭 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋埠頭株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

東洋埠頭株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上秀之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南山智昭	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋埠頭株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めその状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

東洋埠頭株式会社 監査役会

監査役(常勤) 茂木有司 ⑩

監査役(社外監査役) 露木繁夫 ⑩

監査役(社外監査役) 加藤朋行 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的に配当を継続するという基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、193,096,880円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期が満了となりますので改めて、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	みうら ひとし 三浦 等 (昭和21年8月18日生)	昭和47年4月 当社に入社 平成12年6月 取締役鹿島支店長 平成17年6月 取締役常務執行役員川崎支店長 平成22年6月 代表取締役社長 平成26年4月 代表取締役会長（現任）	79,000株
2	はら まさ ふみ 原 匡史 (昭和34年11月12日生)	昭和60年4月 当社に入社 平成19年6月 経営企画室長 平成20年6月 経営企画部長 平成21年6月 執行役員経営企画部長 平成22年6月 取締役執行役員業務部長兼営業部、経営企画部担当 平成25年4月 取締役常務執行役員業務部長兼港運部長兼営業部、青果営業部、国際営業部担当 平成26年4月 代表取締役社長（現任）	45,000株
3	はぎ わら たく ろう 萩原 卓郎 (昭和34年9月15日生)	昭和57年4月 当社に入社 平成21年6月 執行役員経理部長 平成22年6月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部、施設部担当 平成26年4月 取締役執行役員経理部長兼情報システム部担当 平成27年4月 取締役常務執行役員経理部長（現任）	18,000株
4	やま ぐち てつ お 山口 哲生 (昭和32年7月20日生)	昭和56年4月 当社に入社 平成21年6月 博多支店長 平成22年6月 執行役員博多支店長 平成25年4月 執行役員大阪支店長 平成26年6月 取締役執行役員大阪支店長（現任）	17,000株
5	にし しゅう いち 西 修一 (昭和36年1月16日生)	昭和61年11月 当社に入社 平成21年6月 志布志支店長 平成22年6月 執行役員志布志支店長 平成26年4月 執行役員川崎支店長 平成26年6月 取締役執行役員川崎支店長（現任）	17,000株
6	ほり ひさ よし 堀 尚義 (昭和21年7月10日生) (新任候補者)	昭和44年3月 株式会社東光コンサルタンツに入社 平成4年11月 同社取締役本社事業部副事業部長 平成9年11月 同社常務取締役本社事業部長 平成10年8月 同社代表取締役社長（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀尚義氏は、社外取締役の候補者です。
3. 堀尚義氏は、当社の株主である株式会社東光コンサルタンツの代表取締役社長であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されています。同氏の長年にわたる経験と見識から、様々な助言・提言を期待し、社外取締役候補者とするものです。

4. 堀尚義氏は、選任後、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 堀尚義氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期が満了となりますので改めて、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかさわ ゆうじ 高 沢 由 二 (昭和23年12月13日生) (新任候補者)	昭和47年4月 当社に入社 平成11年6月 大阪支店長 平成14年6月 取締役大阪支店長 平成17年6月 取締役兼執行役員大阪支店長 平成18年6月 取締役兼常務執行役員大阪支店長 平成20年6月 常務執行役員東京支店長 平成22年6月 常務執行役員鹿島支店長 平成27年4月 顧問(現任)	66,000株
2	つゆき しげお 露 木 繁 夫 (昭和29年7月12日生)	昭和52年4月 第一生命保険相互会社入社 平成15年7月 同社取締役運用企画部長兼運用関連事業部長 平成16年7月 同社執行役員運用企画本部長兼運用企画部長 平成17年4月 同社常務執行役員運用企画部長 平成19年6月 当社監査役(現任) 平成20年6月 第一生命保険相互会社取締役常務執行役員 平成23年4月 第一生命保険株式会社取締役専務執行役員 平成26年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成27年1月 同社代表取締役副社長執行役員アジアパシフィック事業本部長(現任)	0株
3	よし の やす のり 吉 野 保 則 (昭和28年8月18日生) (新任候補者)	昭和60年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成12年5月 監査法人太田昭和センチュリー(現新日本有限責任監査法人)社員(現パートナー) 平成18年5月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)代表社員(現シニアパートナー) 平成26年6月 同法人退所 現在に至る	0株

- (注) 1. 露木繁夫氏及び吉野保則氏は、社外監査役の候補者です。
2. 露木繁夫氏は、当社の筆頭株主である第一生命保険株式会社の代表取締役副社長執行役員アジアパシフィック事業本部長です。当社と同社との間には金銭借入等の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 当社は、露木繁夫氏の経営者としての立場、及び株主としての立場からの助言・提言を期待し、社外監査役候補者とするものです。
4. 吉野保則氏は、平成27年6月24日に開催される株式会社ファルテックの定時株主総会において社外監査役に選任される予定です。
5. 吉野保則氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、会社財務・法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役候補者とするものです。
6. 露木繁夫氏は、現在当社の社外監査役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
7. 露木繁夫氏及び吉野保則氏は、選任後、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、次のとおりです。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 露木繁夫氏及び吉野保則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役竹下正己氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
竹下正己 (昭和21年12月17日生)	昭和46年7月 弁護士登録 同年同月 原秀男法律事務所（現原合同法律事務所）に入所 平成21年4月 原合同法律事務所代表 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹下正己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 竹下正己氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有しておられることから、補欠監査役候補者とするものです。
4. 竹下正己氏が監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、次のとおりです。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目8番10号
 晴海トリトンスクエア X棟 5階
 オフィスタワーX貸会議室2
 T E L (03) 5560-2701



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
 徒歩約10分